中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に寄与するために、予算の範囲内において補助金を交付することにより、既存住宅の省エネルギー化を促すことを目的とし、この交付等に関しては、町費補助金交付規則（昭和４２年規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）町民　町内に居住する者又は町内に居住する予定のある者をいう。

（２）住宅等　自ら居住する住宅又は店舗を兼用する住宅（住宅が過半を超えるもの、事業所は除く）及びその敷地をいい、マンションやアパート等の集合住宅、寄宿舎、民泊施設等は含まない。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（１）既存住宅等に設置し、町民であること。

（２）町税等を滞納していないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団の構成員でないこと。

（４）破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

（補助対象設備）

第４条　補助金の交付の対象となる設備は、次に該当する設備とする。

（１）電気ヒートポンプ給湯機

ア　ＪＩＳ　Ｃ９２２０：２０１８に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が２．７以上であること

イ　寒冷地仕様であること。

（２）潜熱回収型ガス給湯器

ア　給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が９４％以上であること。

イ　給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が８３．７％以上であること。

ウ　寒冷地仕様であること。

（３）潜熱回収型石油給湯機

ア　油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が９４％以上であること。

イ　石油給湯器の直圧式にあっては、モード熱効率が８１．３％以上であること。

ウ　石油給湯器の貯湯式にあっては、モード熱効率が７４．６％以上であること。

エ　寒冷地仕様であること。

（４）電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）

ア　熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを有し、年間給湯効率（ＪＧＫＡＳＡ７０５）が１０２％以上であること。

イ　寒冷地仕様であること。

（５）空気清浄機能・換気機能付きエアコン　次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能を有するエアコンとする。

ア　国、地方公共団体又は独立行政団体が運営する試験機関等

イ　国、地方公共団体又は独立行政団体から認可等を受けた試験機関等

ウ　法令又は条例に基づく試験等を国、地方公共団体又は独立行政団体から受託している試験機関等

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費は、補助対象設備本体の購入経費とする。

（補助金の額）

第６条　第４条第１号から第４号に掲げる補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に３分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数は切り捨て）以内とし、その上限額は１５万円とする。

２　第４条第５号に掲げる補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に３分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数は切り捨て）以内とし、その上限額は５万円とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し交付決定通知を受けなければならない。

（１）契約書の写し及び内訳明細書

（２）設置機種のカタログ

（３）誓約書兼承諾書（様式第２号）（町外に居住している場合は、承諾書の代わりに現に住所を有する市町村が発行する過去３年分の住民税の納税証明書）

（４）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第８条　町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金交付・却下決定通知書（様式第３号）により、補助事業者にその旨を通知するものとする。

２　町長は、前項に規定する審査において補助金の交付決定内容及び必要な条件に適合しないと認めたときは、補助事業者に対して是正措置を命ずることができる。

（変更の届出）

第９条　前条に規定する補助金交付の決定を受けた補助事業者が交付申請書に記載した次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金変更承認申請書（様式第４号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）機種、仕様の変更

（２）購入本体価格の変更

（３）補助金交付申請額

２　町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金変更承認通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

３　変更に伴う補助金の交付決定額の増額変更は、予算の範囲内で行うものとする。

（中止の届出）

第１０条　補助事業者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金中止承認申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（設置完了報告等）

第１１条　補助事業者は、省エネ設備等設置後速やかに、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金完了報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）省エネ設備等の設置状況を示す写真（設置前後）

（２）領収書の写し及び工事内訳明細書

（３）その他町長が必要と認める書類

（補助金額の決定及び通知）

第１２条　町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査を行い、適正と認められるときは補助金の額を確定し、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金補助額決定通知書（様式第８号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１３条　前条に規定する通知を受けた補助事業者は、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ設備等）補助金請求書（様式第９号）により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

２　町長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第１４条　補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（処分の制限）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、補助対象設備が交付決定日から５年を経過することになるまでは、町長の承認を受けないで取り外し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は補助金交付の目的に反して使用してはならない。

（交付決定の取消し）

第１６条　町長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を補助事業者に命ずることができる。

（１）虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金をその用途以外の目的に使用したとき。

（３）対象事業を中止又は廃止したとき。

（４）第８条第２項の規定による町長からの是正命令に、正当な理由なく従わなかったとき。

（５）第１５条の規定による処分の制限を、正当な理由なく遵守しなかったとき。

（６）その他、この要綱の規定に違反していると、町長が認めるとき。

（補助金の返還）

第１７条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者から当該補助金に相当する金額の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（有効期限）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１５条から第１７条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。